

## 特定事業所集中減算における「正当な理由」の判断基準

下記のいずれかに該当している旨を期日までに届出し、市長が適当と判断した場合は、正当な理由があるものとして減算を適用しないものとする。

### 記

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、サービス種別ごとの事業所数\*が5事業所未満である場合
- 2 判定期間の1か月当たりの平均居宅サービス計画の作成数が20件以下である場合
- 3 判定期間の1か月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- 4 利用者の日常生活圏域内において、サービス種別ごとの事業所数\*が5事業所未満である場合であって、次にある全ての条件に該当している場合
  - (1) 上記に該当する事業者は、利用者の日常生活圏域がわかる資料を添付すること。
  - (2) この規定などによって正当な理由があると認められた利用者を除外した結果、サービスごとの紹介率最高法人の紹介率が80%以下になること。
- 5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより、特定の事業所に集中していると認められる場合であって、次にある全ての条件に該当している場合
  - (1) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けていること
  - (2) 居宅介護支援事業所所在地を管轄する地域包括支援センターから、利用者ごとの居宅サービス計画の支援内容・サービス選択に関して、書面により意見・助言を受けていること。なお、包括支援センターに説明するための資料や支援内容の説明については居宅介護支援事業者が行うことし、地域包括支援センターで受けた意見・助言は居宅サービス計画に反映させること。
  - (3) 上記(1)(2)に該当していることがわかる資料を添付すること。
  - (4) この規定などによって正当な理由があると対象者を除外した結果、サービスごとの紹介率最高法人の紹介率が80%以下になること。
- 6 その他、正当な理由と市長が認めた場合

(\* 事業所数は判定期間の初日時点の数)

以 上